

中途退職者、中途採用者の年末調整

Q : 当社では、本年中途中で退職した者がいますが、これらの者について年末調整はできますか？また、中途で入社した者の年末調整の仕方について教えてください。

A : 途中で退職した者についても一定の要件を満たせば年末調整することができます。また、中途で入社した者について、本年中に前職がなければ通常の方法で、前職があれば前職の給与等を通算して年末調整を行います。

【解説】

年末調整は、原則として、その年最後の給与を支払う際に行うこととなっており、年の途中で退職した人の年末調整はできないこととなっています。しかし、死亡により中途退職した者、途中で退職した本年分の給与総額が103万円以下のパートタイマー（退職後本年中に他から給与の支払を受けない者）、中途で出国して非居住者となった者などについては、退職後本年中に他の給与の支払を受けることはないと考えられるため、「扶養控除等申告書」を提出している等一定の要件を満たせば退職時点で年末調整を行うことができます。

また、中途で入社した者については、採用前に前職がない場合には中途採用後の給与について通常の方法で年末調整を行い、採用前に前職がある場合にはその前職の給与、源泉徴収税額及び社会保険料を通算して年末調整を行います。この場合、金額については、中途入社した者から提出を受けた前職の「給与所得の源泉徴収票」で確認することになります。

